

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、期末・勤勉手当の在職期間の算定に関する規則の改正が必要となるため。</p> <p>(2) 主な改正内容 出生後8週までの育児休業とそれ以外の育児休業について、在職期間の算定において合算しないこととする改正を行う。</p> <p>(3) 施行日 公布日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 育児休業に係る期末・勤勉手当の在職期間の算定が適正に行われる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。